

■ 開発行為(宅地造成工事)申請協議先一覧

① 公共施設の協議先 (都市計画法第32条関係)

公共施設	協議担当部署	電話番号
市道に関する協議	都市建設部土木課管理係	0143-25-2574
河川に関する協議		
公園、緑地に関する協議		
上下水道に関する協議	水道部料金課給排水設備係	0143-44-6017
消防水利に関する協議	消防本部警防課警防係	0143-41-4132

※上記以外にも予定建築物又は行為の内容により、他の行政機関等との協議が必要となる場合があります。

② 他の法令等による主な協議先

協議事項	協議担当部署	電話番号
都市計画(地区計画、立地適正化計画等)に関する事	都市建設部都市政策推進課都市政策推進係	0143-25-2592
室蘭市緑化条例(宅地造成等の緑化協議)に関する事	都市建設部土木課管理係	0143-25-2574
市道の占用、工事施工承認に関する事		
河川の占用に関する事		
ごみ集積所(ごみステーション)に関する事	生活環境部環境課環境係	0143-22-1481
文化財保護法(埋蔵文化財)に関する事	教育部生涯学習課	0143-22-5094
室蘭市建築基準法施行条例に関する事	都市建設部建築指導課建築指導係	0143-25-2664
国土利用計画に基づく届出に関する事	企画財政部管財課管財係	0143-25-2273
公有地拡大推進法の届出に関する事		
市有地に関する事		
農地法に関する事	経済部農水産課農水産係	0143-22-1118
森林法に関する事		

※上記以外にも予定建築物又は行為の内容により、他の行政機関等との協議が必要となる場合があります。

③ 宅地造成工事(宅地造成等規制法)の申請に関する協議

宅地造成工事についても造成内容により上記の公共施設管理者、法令所管部署等との協議・同意等が必要となる場合があります。